

令和 9 年度採用 松野町職員採用試験(第 3 期：専門職)実施要領

【注意点】

○募集職種は保育士です。

○申し込みはインターネットのみとなります。申込サイト(パブリックコネクト)の松野町ページからお申し込みください。

1 採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人数	職務内容
保育士	若干名	保育園に勤務し、保育業務に従事する。

※採用予定人数は、退職等の状況により変更となる場合があります。

2 受験資格

下記(1)の職種区分ごとの受験資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者

(1)受験資格

職 種	受験資格
保育士	① 平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 保育士資格を有する者又は令和 9 年 3 月末までにこの資格を取得する見込みの者

※職員自らが地域協働の担い手として活動するために、松野町内に居住することを推奨しております。

(2)欠格事項

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者

3 試験の内容

試験の種類	試験の内容	
一次試験	保育士専門試験 性格特性検査	職務を遂行する上で必要となる専門的知識 性格に関する検査
	書類選考	
二次試験	作 文	
	面 接	個別面接による口述試験

4 試験の日時及び場所

試験の種類	試験日		試験会場	合格発表
一次試験	専門試験 性格特性検査	9月20日(日)	松野町役場	令和8年 10月上旬
二次試験	作文・面接	10月下旬(予定)	松野町役場	令和8年 11月中旬

5 受験手続及び受付期間

手続き 方法	申込サイト(パブリックコネクト)により申込みを行ってください。 ※会員登録(無料)が必要です。 ※合格通知や各種連絡は、申込サイト登録のメールアドレスに通知します。			
	1	下記の申込サイトへアクセスし、会員登録を行ってください。 URL https://public-connect.jp/employer/21353/		
	2	マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリーを行ってください。 (1)マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴・自己PR等を登録。 (2)プロフィール編集後、受験する職種区分のページへ進み、エントリー。 (3)顔写真データをアップロードしてください。 ※直近6か月以内に撮影した上半身、無帽、無背景、正面向きの画像データをアップロードしてください。 (4)申込みは1回です。重複申込の場合は、最初に入力した内容が書類選考の対象となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか必ず確認してください。 (5)申込み完了後、申込み完了のメールが届きます。		
	3	エントリー完了(松野町が正式に受理)後、マイページのエントリー一覧に受験票が表示されるようになりますので、各自プリントアウトしてください。 受験票は、試験当日は必ず持参してください。		
	4	注意事項 (1)「@public-connect.jp」及び「@town.matsuno.ehime.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。 (2)携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線上の障害等により、松野町などからのメールが受信できず、申込みができない場合があります。これらの場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。 (3)受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。		

受付期間	令和8年7月22日(水)～令和8年8月20日(木)23時59分
------	---------------------------------

6 申込み時の注意事項

- (1) 複数の職種・区分に重複して申し込むことはできません。また、受付後の職種や区分の変更はできません。
- (2) この採用試験に申し込みされた方は、今年度松野町が実施する採用試験に申し込むことはできません。(会計年度任用職員採用試験を除く。)
- (3) 必ず、各種メールの受信設定を行ってください。
- (4) インターネット申込みに係る通信費用は、受験者自身の負担となります。
- (5) 試験の結果が一定の基準に達しない場合は、最終合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。
- (6) 受験資格がないこと、提出書類の記載事項が正しくないことが判明したときは、合格や採用を取り消すことがあります。また、最終合格者の方で、令和9年3月31日までに受験資格を満たせないことが判明したときは、合格を取り消します。

7 給与等

給与は、松野町一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第11号)等の規定により支給されます。条件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

※初任給は、職歴及び学歴等に応じて、一定の基準に基づき決定します。

8 採用予定日

令和9年4月1日(木)

9 その他(問合せ・照会等)

受験手続きその他不明な点は総務課人事係までお問い合わせください。

TEL:0895-42-1111

ホームページもご覧ください。

松野町ホームページ URL:<https://www.town.matsuno.ehime.jp/site/saiyou/>

パブリックコネクト URL:<https://public-connect.jp/employer/21353/>



松野町 HP



パブリックコネクト

こども性暴力防止法の施行に伴う特記事項

・こどもに接する現場の職種を希望される方は、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、こどもと接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

・採用までの間において、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しないことがあります。その他、採用後において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、異動その他の措置をとることがあるほか、異動を含む他の方法をとることができない場合は分限の対象となることがあります。また、誓約書や履歴書等の内容に関し虚偽の事項があることが判明した場合は懲戒処分の対象となることがあります。

参考条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの